

山口県農業振興地域整備基本方針の概要

1 変更の理由

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国が令和2年12月に公表した「農用地等の確保等に関する基本指針」に即して、現計画を見直し、令和12年を目標とした県方針を策定する。

2 主な変更内容

(1) 確保すべき農用地区域内の現況農地の面積

国が定める設定基準に基づき、「農用地区域からの除外や荒廃農地の発生のすう勢」、「農用地区域への編入、荒廃農地の発生防止・解消等の施策効果」により、令和12年の県の農用地区域内農地の目標を38,120haと算定

	基準年	目標年	増減
次期県基本方針	38,460ha (R元)	38,120ha (R12)	△340ha
現県基本方針	40,170ha (H26)	39,880ha (H37)	△290ha

(2) 農業振興地域指定予定地域の位置及び規模

前回の基本方針変更以後の農業振興地域の拡大や都市計画法上の市街化区域の設定等による農業振興地域の縮小等を反映した、現時点における市町ごとの農業振興地域の面積に変更

(3) 農業振興地域における基本的な事項

- ・基本方針「第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」について、国の基本指針を踏まえ、多面的機能支払制度等への支援、人・農地プランの促進、スマート農業の導入・促進等を追加
- ・基本方針「第7 農業を担うべき者の確保・育成のための施設及び体制の整備等に関する事項」について、県の施策を踏まえ、労働力不足解消のための労働力補完体制の構築を追加
等、所要の変更を実施